

「男女平等参画のための東京都行動計画 平成22年度取組実績」

6 社団法人東京工業団体連合会

22年度の具体的取組		実績
1. あらゆる分野への参画の促進		
(1) 働く場における男女平等参画の促進		
① 均等な雇用機会の確保		
平成21年5月25日の総会で女性1人を常任理事に登用。任期は2年間(～23年の総会)	平成21年5月25日の総会で女性1人を常任理事に登用。任期は2年間(～23年の総会)	
「使用者のための労働法」(編集・発行:東京都労働情報センター)や「採用と人権」(編集・発行:東京都産業労働局)を十分活用し加盟団体に配布し、関係法令等の普及に努める。	「使用者のための労働法」(編集・発行:東京都労働情報センター)や「採用と人権」(編集・発行:東京都産業労働局)を十分活用し加盟団体に配布し、関係法令等の普及・啓発に努めた。	
② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備		
上記、冊子に加え「働く女性と労働法」(編集・発行:東京都産業労働局)で「短時間労働者の雇用管理等に関する法律改正」の周知を図る。	上記、冊子に加え「働く女性と労働法」(編集・発行:東京都産業労働局)で「短時間労働者の雇用管理等に関する法律改正」の周知を図った。	
2. 人権が尊重される社会の形成		
(1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組		
③ セクシュアル・ハラスメントの防止		
東京都などから送付されてくる「セクハラ防止関係資料・パンフ」等を加盟団体に配布するとともに、東京都労働相談情報センターが実施する「セクハラについてのセミナー」等を紹介し、セクハラや性暴力等の防止に努める。	東京都などから送付されてくる「セクハラ防止関係資料・パンフ」等を加盟団体に配付するとともに、東京都労働相談情報センターが実施する「セクハラについてのセミナー」等を紹介し、セクハラや性暴力等の防止に努めた。	
3. 男女平等参画を推進する社会づくり		
(2) 普及・広報の充実		
① 情報・交流の推進		
上記活動に加え、「就職差別解消促進月間(6月)」において、加盟団体事務所等でポスターを掲示するなど、男女平等参画の促進を図っていく。	上記活動に加え、「就職差別解消促進月間(6月)」において、加盟団体事務所等でポスターを掲示するなど、男女平等参画の促進を図った。	